

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
患者様の同意を得て、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、
その他必要な診療情報を取得・活用することで、
質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、
下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1 点
- 再診時 1 点（3 ヶ月に 1 回に限り算定）

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用に
ご協力をお願いいたします。

令和 7 年 4 月 1 日

病院長